

日本マクドナルド健康保険組合

被扶養者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、健康保険法第3条第7項の規定による被扶養者の認定について日本マクドナルド健康保険組合（以下「組合」という）が適正かつ公平に行うための具体的事項を定めることを目的とする。

(認定の原則)

第2条 被扶養者の認定は、被保険者から健康保険被扶養者（異動）届（以下「異動届」という）の提出があった場合、または資格の再調査を行う必要が生じた場合に行う。

認定は健康保険法第3条第7項並びに関係法令・通達等に基づき、次の項目に沿って総合的に審査し、被扶養者として認定することが実態と著しくかけ離れたものでなく、社会通念上妥当性を欠いていないと認められた場合には、被扶養者として認定する。

- (1) 被保険者にこの基準に定める被扶養者の要件を備える者（以下「認定対象者」という）に対する扶養義務がある
- (2) 認定対象者は、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの
- (3) 被保険者の収入により継続的に主として生計が維持されている
- (4) 被保険者に継続的に認定対象者を扶養する経済的扶養能力がある
- (5) 認定対象者に収入がある場合は、第6条に定める範囲内である
- (6) 認定対象者にかかわる扶養義務者が複数いる場合は、扶養義務者の収入および扶養能力、被扶養者とすべき理由、生計維持の事実などを総合的に判断する。なお、夫婦・親子等社会通念上被保険者よりも高い扶養義務を負う親族がいる場合は、扶養の認定は行わない。ただし、当該扶養義務者に扶養能力が無いと認められる場合及び扶養の事実が無いと認められる場合は、この限りではない。

(被扶養者の範囲)

第3条 被扶養者とは、次に掲げる者で主として被保険者の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 被保険者の直系尊属、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持している者。
- (2) 被保険者の3親等内の親族であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持している者。
- (3) 被保険者の配偶者であって、婚姻の届出は無いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子で、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持している者。
- (4) 前記の配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持している者。

(認定の基準)

第4条 「主としてその被保険者により生計を維持している者」とは、通常の生計費の2分の1以上を被保険者に依存している場合をいう。

なお、別居の場合における生計維持の確認に際しては、第13条（3）クに定める毎月の生計費の送金を証する

書類（銀行振込書の写し、現金書留差出人控え等の写し）によることとし、原則として現金の手渡しは認めないこととする。

第5条「同一世帯に属し」とは、被保険者と住居及び家計を共同にすることであり、同一戸籍内にあることは必ずしも必要とせず、また、被保険者が必ずしも世帯主であることを必要としない。（昭和27年6月保文発第3533号）即ち、健康保険法における世帯とは、住居及び家計をとともにする者の集まりという意味であり、同一の世帯というために、これ以外に形式的な条件を必要としない。なお、次に該当する場合には、同一世帯に属していることとする。

- (1) 被保険者が事業主の命によって単身赴任をしている。
- (2) 学生の子が住居を別にしている。

但し、学生の子とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校並びに監督官庁の認可を受けている学校法人又は各種学校の学生及び生徒（定時制課程、夜間課程及び通信課程の学生又は生徒等を除く。）であり、大学生以下の者とする。

(3) 従来被保険者と住居を共にしていた被扶養者が次の施設にいる場合

- 1) 病院または診療所
- 2) 老人保健施設
- 3) 障がい者支援施設

第6条 収入がある者の被扶養者の認定については、厚生労働省保険局長通達により次の通り取り扱うこととし、その収入は、届出日から向こう1年間の継続性のある年間収入見込み額とする。

- (1) 認定対象者が被保険者と同一の世帯に属する場合には、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上である場合、又は概ね厚生年金保険法による障がい年金の受給要件に該当する場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は原則として被扶養者に該当するものとする。なお、認定対象者が第5条（2）に定める学生の子または障がい年金受給者である場合は、その者の年間収入が130万円未満（認定対象者が概ね厚生年金保険法による障がい年金の受給要件に該当する場合は180万円未満）かつ、被保険者の年間収入未満である場合は認定する。
- (2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上である場合、又は概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。なお、援助（仕送り）額については下記の要件を満たすこととする。
 - ① 標準的な生計費を著しく下回らない額を最低仕送り額として毎月送金（手渡し不可）すること。但し、被扶養対象者が、年金受給者の場合は2ヶ月ごととすることを認める。なお、標準的な生計費を著しく下回らない額とは、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日厚生省保険局長通知保発第九号）で規定する収入基準130万円の24分の1（千円未満切捨て）の額とする。なお、被扶養対象者が複数いる場合は、2人目以降は1人目の2分の1（千円未満切捨て）とする。
 - ② 仕送りが被扶養者の生計維持に必要であり、仕送り後の収入額で被保険者及び被扶養者の生活が成り立っていること。
ただし、認定対象者が第5条（2）に定める学生の子または障がい年金受給者である場合は、その者の年間収入が130万円未満（認定対象者が概ね厚生年金保険法による障がい年金の受給要件に該当する場合は180万円未満）かつ、被保険者の年間収入未満である場合は認定する。
- (3) 直近の月額収入により確認する場合は、前記(1)(2)の年額130万円を月額108,334円に年

額 180万円を月額 150,000円に置き換えることとする。

- (4) 雇用保険法に基づく基本手当及び健康保険法等に基づく傷病手当金を受給中の場合は、その日額（付加給付がある場合はその額を含む）が3,612円未満の者。ただし、前記(2)の60歳以上の老年者又は障がい年金の受給要件に該当する者にあつては、日額5,000円未満の者。
- (5) 前記(1)～(4)に定める年額、月額、日額を「基準額」という。

第7条 夫婦がともに働いて扶養している場合の認定に当たっては、被扶養者の員数にかかわらず将来継続的に収入の多い方の被扶養者とする。

夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被保険者本人の届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

（収入の範囲）

第8条 被保険者の収入の範囲は、原則として被保険者の所属する事業所から支給される就労によるものその他、一人親などが市区町村から支給される児童扶養手当や、子への養育費等を含むものとする。なお、任意継続被保険者については、任意継続の制度趣旨に鑑み、任意継続による標準報酬月額を以て収入とみなす。また、産前産後休暇や育児休職中並びに傷病による休業中の被保険者については、その期間において健康保険の出産手当金、傷病手当金ならびに雇用保険の育児休業給付金や労災保険による休業補償給付金が支給されることから、標準報酬月額の3分の2の収入があるものとみなす。

2. 認定対象者の収入の範囲は、原則として次に示す現金収入、現金に評価しうる現物収入のすべてを含むものとする。

- (1) 勤労収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む総収入)
- (2) 年金収入(厚生年金、国民年金、各種共済年金、船員保険年金、農業者年金、企業年金、私的年金、各種の恩給、遺族年金、障害年金等で非課税扱いの年金を含む)
- (3) 事業収入(自営業、農業、漁業、林業等)
- (4) 健康保険法等に基づき支給される出産手当金、傷病手当金(付加給付を含む)や労働保険各法に基づき支給される給付金等
- (5) 利子・配当収入
- (6) 副業収入(原稿料・講演料等)、不動産賃貸料収入
- (7) 被保険者以外の者からの仕送り(生計費等)
- (8) その他継続的に受ける収入

（収入額）

第9条 この基準でいう収入額とは、次に掲げるもののうち、「将来にわたっての恒常的な収入」をいう。従って、退職一時金、退職手当及び資産の譲渡、売却等一時的に生じた所得は含まない。

- (1) 利子、配当、不動産、事業、農業その他の収入額
年間の収入額からその収入額を得るために必要な経費を控除して得た額
収入額を得るために必要な経費を直接的必要経費と呼び、別表1に定める
- (2) 公的年金収入額
年金額の改定等に係る直近の通知書に記載された額
- (3) その他の収入額
支給された額

(収入額の算定方法)

第10条 所得税法上は、その年の1月から12月までの間の収入を基礎として所得を決定することとされているが、被扶養者の認定に当たっては、「将来にわたっての恒常的な収入」の確認により取り扱うこととし、次の方法で算出する。なお、所得税法上は、各種の控除規定があるが、被扶養者の認定における収入からの控除は行わない。

- (1) 月額の場合 (月額×12ヶ月)+賞与等の推計額
- (2) 日額の場合 (日額×1ヶ月の平均勤務日数×12ヶ月)+賞与等の推計額
- (3) 時間給の場合 (時間給×1日の平均勤務時間×1ヶ月の平均勤務日数×12ヶ月)+賞与等の推計額

(申請手続き)

第11条 被保険者は、「認定対象者」がある場合は、被保険者資格取得後5日以内に異動届に第13条に定める添付書類を添えて事業主を経由して組合に届け出なければならない。その後、被扶養者の要件を備える者が生じた場合も同様の手続きをしなければならない。一方、被扶養者がその要件を欠くに至った場合は、被保険者は直ちに異動届に当組合が発行する健康保険証等と第14条に定める添付書類を添えて事業主を経由して組合に届け出なければならない。

但し、次の者は事業主を経由することは要しない。

- (1) 法第3条4項の規定による被保険者(任意継続被保険者)
- (2) DVにより被害を受けている被扶養者

第12条 認定対象者が被扶養者の要件に該当することについては被保険者においてその事実の立証を行わなければならない。

(申請手続き時の添付書類)

第13条 被保険者は、認定対象者がある場合は、異動届に次の号に掲げる書類のうち、組合が必要と認める書類を添付しなければならない。なお、申請にかかる費用は被保険者の負担とする。

- (1) 被扶養者についての現況書
- (2) 扶養関係を証する書類
 - ア. 同居又は別居の状況を証する書類(住民票等)
 - イ. 続柄を証する書類(戸籍謄本等)
 - ウ. 学生証(有効期限の記載のあるもの)又は在学証明書の写し
- (3) 収入を証する書類
 - ア. 年金・恩給受給に係る直近の通知書の写し(年金受給者・恩給受給者)
 - イ. 直近3ヶ月の給与明細書ならびに直近の賞与明細書の写し(給与所得者)
 - ウ. 源泉徴収票(給与所得者)
 - エ. 確定申告書及び収支内訳書等の写しならびに直接的必要経費申告書(自営業者等)
 - オ. 所得証明書または住民税(非)課税証明書
 - カ. 雇用保険受給資格者証の写し(雇用保険受給者)
 - キ. 雇用保険を受給しない場合は離職票1、2の写し(退職者)
 - ク. 直近3ヶ月のひと月ごとの金融機関等の振込票等、客観的に仕送りの事実が確認できる書類(別居の場合)

但し、被扶養対象者が、年金受給者の場合は2ヶ月ごと可とする。また、被保険者が単身赴任の

場合の被扶養配偶者への仕送りや、第 5 条（2）に定める学生の子または障がい年金受給者への仕送り証明は不要とする。

（4）その他組合が必要と認める書類

第 1 4 条 被保険者は、被扶養者の要件を欠くに至った被扶養者（以下「取消対象者」という）がある場合は、異動届に次のアからカまでに掲げる書類のうち、組合が必要と認める書類を添付しなければならない。

- ア. 就職した日を証する書類
- イ. 月額収入を証する書類
- ウ. 年金証書又は年金改定通知書の写し
- エ. 雇用保険受給資格者証の写し
- オ. その他組合が必要と認める書類

第 1 5 条 DV により被害を受けている被扶養者は第 1 3 条ならびに第 1 4 条に定める書類の他、次の書類を添付しなければならない。

- ア. 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
- イ. 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 1 0 条に基づく保護命令に係る書類
- ウ. 配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証書

（扶養資格認定日）

第 1 6 条 新たに被保険者となった者に認定対象者がいる場合には被保険者の資格取得日から、また被保険者となった者が、新たに認定対象者が生じた場合にはその事実が生じた日から、いずれも 5 日以内に届け出をした場合は、被保険者の資格取得日ならびに当該事実が生じた日を認定日とする。ただし、5 日を超えて届出する場合は次の通りとする。

- ① 5 日を超えて 2 ヶ月以内の場合
被保険者の資格取得日ならびに当該事実が生じた日。ただし、2 カ月以内に組合が必要とする添付書類が揃っていることを要する。
- ② 2 ヶ月を超える場合
原則として、組合が届出を受付けた日。ただし、組合が必要とする添付書類が揃っていることを要する。

（1）次の場合については、前記の定めによらず、認定対象者の被扶養者資格を付与する。

- ① 出生のときは、出生の日

（2）前項に定める他の効力が発生する日を次の通り定める。

- ① 同居を条件とする被扶養者が同居した時は、同居した日
- ② 臨時及びパート職員等の場合は、3 ヶ月間の平均収入額を年額に換算し基準額未満となったときは、4 ヶ月目の初日。ただし、臨時及びパート職員等であっても雇用契約等により明らかに年間収入額が基準額未満になると見込まれるときは、明らかになった日。
- ③ 婚姻したときは、入籍した日

（扶養資格喪失日）

第 1 7 条 被扶養者の資格喪失日は、次の通りとする。

- （1）死亡したときは、死亡した日の翌日
- （2）就職したことにより他の健康保険組合の被保険者となったときは、当該被保険者となった日

- (3) 同居を条件とする被扶養者が別居した時は、別居した日
- (4) 雇用保険の基本手当日額が第6条(4)に定める基準額を超える時は、受給開始日
- (5) 新たに年金受給権が発生し、年金受給額が基準額以上のとき又は年金の改定により基準額以上となったときは、基準以上となる受給開始日
- (6) 臨時及びパート職員等の場合は、3ヶ月間の平均収入額を年額に換算し基準額以上となったときは、4ヶ月目の初日。ただし、臨時及びパート職員等であっても雇用契約等により明らかに年間収入額が基準額以上になると見込まれるときは、明らかになった日
- (7) 離婚によるときは、事実上婚姻関係がなくなり生計関係を共にしないこととなった日、若しくは戸籍上における離婚が確定した日
- (8) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者となった時は、その日（75歳の誕生日）
または被保険者が後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者となった場合には、その日
- (9) DVにより被害を受けている被扶養者からの喪失については、保保発第0205003号平成20年2月5日「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」にもとづいて適正に実施する。

（組合の調査権）

第18条 組合は、被扶養者の認定を厳正かつ公平に行うため、健康保険法第197条第2項に基づき、必要に応じて被保険者に対して書類の提出もしくは提示を要求し、またはその他の方法により事実を確認することができる。

（被扶養者資格審査の放棄）

第19条 組合が提出または提示を要求する書類を、被保険者が正当な理由なく指定した期日（初回受付時より最長1ヶ月間）までに提出もしくは提示しないとき、またはその他の方法によって組合が要求する事実確認の回答を拒否したときは、被保険者が認定対象者にかかる資格の審査を受ける意思を放棄したものとみなし、審査の対象から外すものとする。

（認定後の資格定期見直し）

第20条 被扶養者に対する定期見直しは、一定の期日を決めて再調査を実施し、再認定を行うこととする。この場合に添付する書類については第13条の定め通りとするが、下記については12ヶ月間の確認書類の提出を求めるものとする。

（1）収入を証する書類

ア. 金融機関等の振込票等、客観的に仕送りの事実が確認できる書類（別居の場合）

なお、再調査時に必要書類の提出が出来ないときは、資格を取消す場合がある。

（職権による認定の取消し及び給付の調整）

第21条 被保険者から被扶養者資格喪失の届出がなされていない被扶養者について、被扶養資格の要件を有しなくなった事実が判明した場合、事実の発生日を確定できるときはその日、確定できないときはその事実が判明した日をもって資格を取消すものとする。

2. 被扶養者となる資格を有しない事実を隠し、または虚偽、その他不正な内容を含む被扶養者届および書類に基づき被扶養者の認定を受けていたことが判明した場合は、前項に準じて資格を取消すものとする。

3. 前二項において、既に保険給付等を受けていた場合、組合は原則としてその保険給付等に要した費用の全部を被保険者に返還させるものとする。

(再審査請求)

第 2 2 条 被扶養者の認定に関する組合の決定に不服がある場合、被保険者は認定の対象となることの妥当性を立証できる書類等を追加したうえ、事業主を経由して組合に再審査の請求をすることができる。

但し、次の者は事業主を経由することは要しない。

(1) 法第 3 条 4 項の規定による被保険者（任意継続被保険者）

(2) DV により被害を受けている被扶養者

(特例の事例)

第 2 3 条 被扶養者の認定について新たな事例が発生した場合は、その都度組合が審査・決定を行うものとする。

附則

この基準は平成 28 年 4 月 1 日から適用する

この基準は令和 2 年 4 月 1 日から適用する

この基準は令和 2 年 12 月 1 日から適用する

別表1 日本マクドナルド健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

【自営業者の扶養認定について】

原則として、総収入から直接的必要経費を差し引いた額が、被扶養者の要件となる収入基準額が130万円（60歳以上並びに障害年金受給者は180万円）未満である場合に認定します。

【自営業者の収入について】

- ◎健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円（60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円）未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
- ◎健康保険法における、自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費（※）」を差し引いた額』となっております。（なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。）
- ※直接的必要経費とは、「その費用なしには事業が成り立たない経費」をいいます。（具体的には、ケーキ屋さんの小麦粉、卵等）

日本マクドナルド健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、原則として確定申告時の「収支内訳書」（または「損益計算書」）の各所得別に定めております。（詳細は以下「一覧」参照）「収支内訳書」（または「損益計算書」）の「収入金額」から、「直接的必要経費」として認められる額を差し引いて、収入を計算することになります。

【一覧】

- 「○」・・・直接的必要経費として認める経費
- 「△」・・・条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費
- 「×」・・・直接的必要経費として認めない経費
- ※認定可否が「○」となっている経費は、原則、その裏付けとなる資料は添付不要ですが、必要に応じて提出いただく場合があります。
- ※認定可否が「△」となっている経費は、必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出して下さい。
- ※収支内訳書（損益計算書）の経費欄の項目にない「経費」については、「雑費」と同様に扱います。

科目	認定可否	備考
給与賃金	×	
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、原則50%（小数点以下切捨て）のみ直接的経費として認めます。

科目	認定可否	備考
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、原則 50%（小数点以下切捨て）のみ直接的経費として認めます。
旅費交通費	○	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告してください。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、原則 50%（小数点以下切捨て）のみ直接的経費として認めます。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	△	用途（事業用・自宅用）が混在している場合、自宅用は直接的必要経費とは認めません。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にてご申告ください。申告がなかった場合は、全額直接的経費として認めません。
福利厚生費	×	
雑費	×	
青色申告者 特別控除	×	